

上場会社の定款の閲覧

制度調査部
堀内勇世

東証のホームページにおける上場会社の定款の閲覧

【要約】

会社法では定款自治の範囲が拡大している。

それゆえ、定款の記載内容に対する株主・投資者の関心は高まっている。

一応、会社法で定款を閲覧できる仕組みが用意されている。

しかし、上場会社の場合それで十分というわけではない。

そこで、東証は、東証のホームページで上場会社の定款を見られるようにした。

1 . 定款の重要性

平成18年(2006年)5月1日に施行された会社法では、株式会社における定款自治の範囲が拡大している。

たとえば、定款に規定をおけば、株主総会なしで、取締役会の決議のみで配当できるという制度などが導入されている。

それゆえ、定款の記載内容に対する株主・投資者の関心は高まってきている。

平成18年の株主総会で、定款変更が注目されたのもそのあらわれといえよう^(注1)。

(注1) 次のレポート参照

・「2006年の株主総会を振り返ってQ&A」(堀内勇世、2006.7.14作成)

2 . 会社法の定める定款の閲覧

株式会社の定款を見ようとした場合、会社法ではどのような仕組みを用意しているのだろうか。

この点、会社法では、会社成立後の定款は、本店および支店に備え置き、株主・債権者^(注2)の閲覧・謄写に供するものとされている(会社法31条)。つまり、その会社の株主・債権者であれば、その会社で閲覧させてもらうことができる。

また、親会社の株主等も、権利を行使するために必要があるときは、裁判所の許可を得て、閲覧・謄写の請求をすることができる(会社法31条3号)。



しかしながら、その会社の株主などでない投資者は、見ることができない仕組みとなっている。

また、インターネットにつながったパソコンから、手軽にみることができるよう仕組みとはなっていない。

(注2) 次の記事には、新株予約権原簿の閲覧・謄写に関する解説部分で、「新株予約権者は会社の債権者であるから、閲覧等の請求権者として規定されている『債権者』には、新株予約権者も当然に含まれる。」との記述が存在する。これは、定款の閲覧・謄写についても同様と思われる。

・相澤哲（法務省大臣官房参事官）他「新会社法の解説（6）新株予約権」（旬刊商事法務 No.1742〔2005.9.15〕の17～27ページ〔特に20ページ〕）

3 . 東証のホームページ

現在、上場会社の定款については、会社法の定める定款閲覧の仕組みによらなくても、見ることができる場合がある。

たとえば、東京証券取引所（以下、「東証」という）の以下のホームページでは、東証に上場している会社の定款を見ることができる。

http://www.tse.or.jp/cgi-bin/compsearch/j_search

この東証のホームページは、「上場会社検索」のページである。ここで目当ての会社を検索すると、その会社の定款を見ることができる。